**○国土交通省告示第千二百九十二号**

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（平成二十三年財務省令第二十号）第十四条の二第四項第二号の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類を次のように定めたので告示する。

平成二十三年十二月十四日

国土交通大臣　前田　武志

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第十四条の二第四項第二号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類は、次に掲げる書類のいずれかとする。

一　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第三十八条の二第一項の規定の適用を受けようとする者が取得した建築後使用されたことのある住宅の用に供する家屋が建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三章及び第五章の四の規定又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十二号）第二十九条の二第一項第二号イ(2)に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合するものである旨を建築士（建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条の三第一項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限るものとし、当該家屋が同法第三条第一項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士に、同法第三条の二第一項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士又は二級建築士に限るものとする。）、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関が別表の書式により証する書類（当該家屋の取得の日前二年以内に当該証明のための家屋の調査が終了したものに限る。）

二　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二第一項の規定の適用を受けようとする者が取得した建築後使用されたことのある住宅の用に供する家屋について交付された住宅の品質確保の促進等に関する法律第五条第一項に規定する住宅性能評価書の写し（当該家屋の取得の日前二年以内に評価されたもので、平成十三年国土交通省告示第千三百四十六号別表2―1の1―1耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）に係る評価が等級1、等級2又は等級3であるものに限る。）

**別表**

耐震基準適合証明書

（東日本大震災の被災者等が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の特例用）

| | | |
|---|---|---|
| 証明申請者 | 住所 | |
| | 氏名 | |
| 家屋番号及び所在地 | | |
| 家屋調査日 | 平成　年　月　日 | |
| 適合する耐震基準 | 1　建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定<br>2　地震に対する安全性に係る基準 | |

上記の家屋が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第29条の2第2項第2号イ(2)に定める基準に適合することを証明します。

平成　年　月　日

| 印 | 氏名又は名称 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 住所 | | 登録番号 | |
| | 一級建築士又は二級建築士又は木造建築士の別 | | 登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合） | |
| | 証明を行った確認検査機関又は登録住宅性能評価機関 | 指定・登録年月日及び指定をした者（指定確認検査機関の場合） | | |
| | | | | |
| | 名称 | | | |
| | 所在地 | | | |
| | 建築士が証明を行った場合の当該建築士事務所 | 一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別 | | |
| | | 登録年月日及び登録番号 | | |
| | 氏名 | | | |
| | 住所 | | | |
| | 指定確認検査機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者 | 建築士の場合 | 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別 | 登録番号 |
| | | | | 登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合） |
| | | 建築基準適合判定資格者の場合 | | 登録番号 |
| | | | | 登録を受けた地方整備局等名 |
| | 氏名 | | | |
| | 住所 | | | |
| | 登録住宅性能評価機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者 | 建築士の場合 | 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別 | 登録番号 |
| | | | | 登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合） |
| | | 建築基準適合判定資格者の場合 | 合格通知日付又は合格証書日付 | |
| | | | 合格通知番号又は合格証書番号 | |

（用紙　日本工業規格　A4）

備考

1　「証明申請者」の「住所」及び「氏名」の欄には、この証明書の交付を受けようとする者の住所及び氏名をこの証明書を作成する日の現況により記載すること。

2　「家屋番号及び所在地」の欄には、当該家屋の登記簿に記載された家屋番号及び所在地を記載すること。

3　「家屋調査日」の欄には、証明のための当該家屋の構造及び劣化の調査が終了した年月日を記載すること。

4　「適合する耐震基準」の欄には、当該家屋が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第29条の2第2項第2号イ(2)に定める基準であって当該欄に掲げる規定又は基準のいずれに適合するかに応じ相当する番号を○で囲むものとする。